寒川町職員の管理職員特別勤務手当に関する規則をここに公布する。

令和３年８月26日

寒川町長　木　村　俊　雄

寒川町規則第23号

寒川町職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年寒川町条例第4号。以下「条例」という。）第15条の2第3項及び第24条の規定に基づき、職員の管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定める。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第2条　条例第15条の2第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（勤務に従事した時間が4時間を超えないときは、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。）とし、同項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

(1)　条例に規定する行政職給料表(1)における8級の職務にある者　11,000円

(2)　条例に規定する行政職給料表(1)における7級の職務にある者　10,000円

2　条例第15条の2第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　条例に規定する行政職給料表(1)における8級の職務にある者　5,500円

(2)　条例に規定する行政職給料表(1)における7級の職務にある者　5,000円

3　前2項の規定にかかわらず、勤務に従事した時間が1時間を超えないときは、管理職員特別勤務手当を支給しない。

第3条　条例第15条の2第1項の勤務に従事した後、引き続いて同条第2項の勤務に従事した職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、令和３年９月１日から施行する。